

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について【国制度】

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

本給付は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)を支給しています。

### ◆対象となる世帯

令和5年6月1日現在で神川町に住所があり、下記のいずれかに該当する世帯

①世帯全員の令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

#### 申請について

すでに口座の登録がある対象の世帯へ支給決定通知を送付しますので、内容に変更のない場合は申請は不要です。

※変更がある場合は、通知に記載された期限内に申し出てください。

また、口座の登録のない世帯へ確認事項が書かれた確認書を送付します。内容を確認して返信用封筒にて提出をお願いします。

②世帯員に令和5年度住民税(均等割)の課税情報がない方が含まれる世帯(令和5年1月2日以降に転入した世帯員がいる世帯、令和4年中に国外から転入した世帯員がいる世帯、住民税未申告の世帯員がいる世帯)※要申請

#### 申請方法・必要書類

世帯員に上記に該当する方がいる場合、お問い合わせのうえご申請ください。

申請書に令和5年1月1日に住民登録のあった自治体が発行する非課税証明を添付してください。

未申告の方はご申告ください。

### ◆申請期限

11月30日(木)当日消印有効

## 令和6年 神川町二十歳のつどい(旧成人式)を行います

問合せ 生涯学習課 生涯学習担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

### ①開催について

日時 令和6年1月7日(日) 午前中を予定

町外在住者出席申込電子申請→



場所 中央公民館ホール

対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日に生まれ、現在、神川町にお住まいの方。

※詳細は、対象の方へ12月中旬頃郵送する案内をご確認ください。

※出席を希望される方で、現在神川町内に住民登録が無い方は、電子申請(右上の2次元コード)やお電話などで11月末までに生涯学習課へご連絡ください。

(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典の内容に変更が生じる場合があります。)

※ホームページや町公式LINEで最新情報をご確認ください。

### ②実行委員を募集します ～自分たちで企画・運営してみよう～

式典の企画・運営を行う実行委員を出席対象者の中から募集します。 実行委員申込電子申請→



ご興味のある方は、電子申請(右記2次元コード)やお電話などで生涯学習課へ

ご連絡ください。

※生涯学習課職員がサポートします。

募集人員 10人程度

募集期限 10月31日(火)

内容 式の企画・運営(司会・二十歳の言葉など)

例年12月～1月に会議を2回程度行います。



令和5年 二十歳のつどい実行委員の皆さん

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

現況届は、8月分以降の手当の受給可否を決定する大切なものです。該当の方には8月上旬までに通知を発送します。提出がない場合、資格があっても手当を受給することができなくなりますので必ず提出してください。通知が届かない場合は、町民福祉課へご連絡ください。

また、所得超過等により支給停止となっている方でも、現況届を提出していただくことにより新たに該当する場合がありますので、必ず提出をお願いします。

### ●受付期間

児童扶養手当 8月1日(火)～8月31日(木)

特別児童扶養手当 8月14日(月)～9月11日(月)

必ず期間中に提出してください。

※令和5年1月1日現在で神川町に住民登録がなかった場合は、令和5年1月1日現在で住民登録していた市町村で発行された「所得証明書」をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。

### ●提出時にお持ちいただくもの

・印鑑(朱肉を必要とするもの)

・(特別)児童扶養手当証書

## 神川町子育て世帯への臨時特別給付金【町独自】

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、光熱水費や食費等の物価高騰に直面する子育て世帯に対し、町独自の臨時特別給付金を支給します。

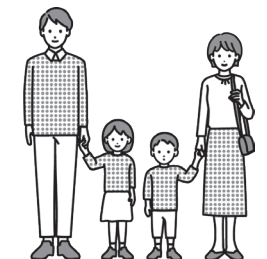
対象児童 令和5年7月31日時点で神川町に在住している平成17年4月2日以降に生まれた児童

令和5年8月1日から令和6年3月31日までに生まれた児童

※所得制限はありません。

支給額 児童1人あたり3万5千円

申請について 児童手当を受給していない世帯は申請が必要です。



### ①申請が「不要」の方⇒児童手当受給児童とその兄姉

8月下旬に「支給案内通知」を送付し、児童手当受給口座に支給します。

・令和5年8月分の児童手当(本則給付及び特例給付)の支給を受けた方

・平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた児童うち、中学生までの弟妹が児童手当を受給している方

※児童手当を受給している口座に振込みます。解約している場合はご連絡ください。

※支給を辞退する場合は、「受給拒否の届出書」を町民福祉課子育て支援担当にご提出ください。

### ②申請が「必要」な方⇒高校生等・公務員・新生児・児童手当所得制限該当者

9月中に「支給案内通知」「申請書」を郵送しますので、必要書類をそろえて申請してください。

・平成17年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた児童のみを養育している方

・所属庁から児童手当を受給している公務員の方

・令和5年8月1日から令和6年3月31日までに生まれた児童を養育している方

・児童手当特例給付が所得上限限度額を超えて対象外となった中学生までの児童を養育している方

必要書類 ※下記の他、必要に応じて追加で書類を求め場合があります。

・申請書【指定様式】(町ホームページからダウンロード可)

・本人確認書類の写し

・受取口座を確認できる書類の写し

申請期限 令和6年2月29日(木) ※新生児の方は別途対応します。



町ホームページ